

中小企業の範囲

- 中小企業の範囲については、「**資本金の額または出資の総額**」と「**常時使用する労働者の数**」のいずれかが以下の基準を満たしていれば、中小企業に該当すると判断されます。
なお、事業場単位ではなく、企業単位で判断されます。
- 「常時使用する労働者」の数は臨時的に雇い入れた労働者を除いた労働者数で判断します。なお、休業などの臨時的な欠員の人数については算入する必要があります。パート・アルバイトであっても、臨時的に雇い入れられた場合でなければ、常時使用する労働者数に算入する必要があります。

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する労働者数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他 (製造業、建設業、運輸業、その他)	3億円以下	300人以下

- 業種の分類は、日本標準産業分類に従って判断されます。

業種	日本標準産業分類	
小売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち	中分類56(各種商品小売業)、中分類57(織物・衣服・身の回り品小売業)、中分類58(飲食料品小売業)、中分類59(機械器具小売業)、中分類60(その他の小売業)、中分類61(無店舗小売業)
	大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類76(飲食店)、中分類77(持ち帰り・配達飲食サービス業)
サービス業	大分類G (情報通信業)のうち	中分類38(放送業)、中分類39(情報サービス業)、小分類411(映像情報制作・配給業)、小分類412(音声情報制作業)、小分類415(広告制作業)、小分類416(映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業)
	大分類 K (不動産業、物品賃貸業)のうち	小分類693(駐車場業)、中分類70(物品賃貸業)
	大分類 L (学術研究、専門・技術サービス業)	
	大分類 M (宿泊業、飲食サービス業)のうち	中分類75(宿泊業)
	大分類 N (生活関連サービス業、娯楽業)	ただし、小分類791(旅行業)は除く
	大分類 O (教育、学習支援業)	
	大分類 P (医療、福祉)	
	大分類 Q (複合サービス業)	
	大分類 R (サービス業 《他に分類されないもの》)	
卸売業	大分類 I (卸売業、小売業)のうち	中分類50(各種商品卸売業)、中分類51(繊維、衣服等卸売業)、中分類52(飲食料品卸売業)、中分類53(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)、中分類54(機械器具卸売業)、中分類55(その他の卸売業)
その他 製造業 建設業 運輸業 その他	上記以外のすべて	

(参考)

日本標準産業分類(2013年10月改定(第13回改定)) 詳細はこちら
(http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/index.htm)をご覧ください。

(大分類)

A.農業、林業 B.漁業 C.鉱業、採石業、砂利採取業 D.建設業 E.製造業 F.電気・ガス・熱供給・水道業 G.情報通信業
H.運輸業、郵便業 I.卸売業、小売業 J.金融業、保険業 K.不動産業、物品賃貸業 L.学術研究、専門・技術サービス業 M.宿泊業、飲食サービス業 N.生活関連サービス業、娯楽業 O.教育、学習支援業 P.医療、福祉 Q.複合サービス事業 R.サービス業(他に分類されないもの)
S.公務(他に分類されるものを除く) T.分類不能の産業